

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年3月4日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2101206 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2100184 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 20 年 6 月 30 日の標準賞与額を 59 万円、同年 12 月 30 日の標準賞与額を 70 万円に訂正することが必要である。

平成 20 年 6 月 30 日及び同年 12 月 30 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 20 年 6 月 30 日及び同年 12 月 30 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 20 年 6 月 30 日
② 平成 20 年 12 月 30 日

A 社から支給された請求期間①及び②の標準賞与額の記録は、保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) となっているが、当該賞与から厚生年金保険料は控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社の事業主から提出された請求者の請求期間①及び②に係る賞与個人別明細一覧表並びに平成 20 年分源泉徴収簿により、請求者は、当該期間に同社から賞与 (請求期間①は 59 万円、請求期間②は 70 万円) の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額 (請求期間①は 59 万円、請求期間②は 70 万円) に基づく厚生年金保険料 (請求期間①は 4 万 4, 238 円、請求期間②は 5 万 3, 725 円) を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 20 年 6 月 30 日及び同年 12 月 30 日の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 31 年 1 月 8 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所 (当時) は、請求者の平成 20 年 6 月 30 日及び同年 12 月 30 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。